

## こども夢の商店街実行委員会会則

(名称)

第1条 本団体は、こども夢の商店街実行委員会と称する。

(目的)

第2条 本団体は、未成年の生きる力を伸ばしながら、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本団体は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

(ア) 未成年が働く実体験をする催事の企画と運営

(イ) その他、第2条の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第4条 本団体は、主たる事務所を愛知県名古屋市内に置く。

(会員)

第5条 本団体の会員は、次の2種とする。

(ア) 正会員 本団体の目的に賛同し、事業を企画し推進する個人または法人

(イ) 賛助会員 本団体の目的に賛同し、本団体の事業に資金を提供する個人または法人

第6条 本団体の入退会に際しては、所定の書面を入退会の意思を表すものとする。

(役員)

第7条 本団体には、次の役員を置く。

(ア) 理事 2名以上

(イ) 会計 1名

(ウ) 監事 1名

第8条 理事のうち1名を実行委員長とする。

第9条 役員任期は1年間とする。再任は妨げない。

第10条 役員職務は次の通りとする。

(ア) 実行委員長は本団体を代表する。

(イ) 役員は、役員会を構成し、この会則の定めならびに総会及び役員会の決議に基づき、本団体の業務を遂行する。

(総会)

第11条 総会は、正会員を持って構成し、役員会の決議によって毎年度1回開催する。

第12条 総会は、実行委員長がこれを招集するものとし、次の事項を決議する。

(ア) 年度事業計画および予算

(イ) 年度事業報告および決算の承認

(ウ) 役員を選任

(エ) 本会の解散、合併に関する事項

(オ) 会員の除名に関する事項

(カ) その他、本会の運営に関する重要事項

第13条 総会の議事は、過半数の賛成を持って決する。

(役員会)

第14条 役員会は、役員を持って構成し、代表がこれを招集するものとし、総会に付託すべき事項および総会の議決の執行に関する事項を議決する。

第15条 役員会の議事は、過半数の賛成を持って決する。

(経費)

第16条 本団体の運営に要する経費は、協賛金、寄付金およびその他の収入を持って充てる。

(事業年度)

第17条 事業年度は3月1日から翌年2月末日とする。

(会則の変更)

第18条 この会則は、役員会が発議し総会の決議を持って変更することができる。

(その他)

第19条 この会則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付則

1 この会則は、2018年2月1日から施行する。

2 この会則は、2019年5月22日から改正・施行する。(主たる事務所の所在地変更)